令和４年４月２１日

保護者の皆様へ

相愛館　園長　楯　保幸

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和3年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和3年4月～令和4年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	214,050	245,390	244,270	242,890	242,890	241,770	240,860	240,590	240,590	240,590	240,590	243,230
		3歳児	214,050	195,790	194,670	193,290	193,290	192,170	191,260	190,990	190,990	190,990	190,990	193,630
		4歳以上児	197,660	179,400	178,280	176,900	176,900	175,780	174,870	174,600	174,600	174,600	174,600	177,240
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	194,220	194,520	194,520	194,600	194,570	194,630	194,630	194,660	194,660	194,660	194,630	206,880
	短時間		189,890	190,190	190,190	190,270	190,240	190,300	190,300	190,330	190,330	190,330	190,300	202,550
	標準時間	1・2歳児	113,280	113,580	113,580	113,660	113,630	113,690	113,690	113,720	113,720	113,720	113,690	125,940
	短時間		108,950	109,250	109,250	109,330	109,300	109,360	109,360	109,390	109,390	109,390	109,360	121,610
	標準時間	3歳児	67,450	67,750	67,750	67,830	67,800	67,860	67,860	67,890	67,890	67,890	67,860	80,110
	短時間		63,120	63,420	63,420	63,500	63,470	63,530	63,530	63,560	63,560	63,560	63,530	75,780
	標準時間	4歳以上児	51,570	51,870	51,870	51,950	51,920	51,980	51,980	52,010	52,010	52,010	51,980	64,230
	短時間		47,240	47,540	47,540	47,620	47,590	47,650	47,650	47,680	47,680	47,680	47,650	59,900

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,500	4,050	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,270	4,050	4,500
2号認定子ども	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500